

# 対象確認フローチャート

令和7年(2025年)1月1日時点で、四万十市に住民票がある。または、四万十市在住ではないが、令和7年度個人住民税が四万十市で課税・非課税決定されている。

はい

いいえ

令和6年分所得税と令和6年度個人住民税所得割が、定額減税前でどちらも0円である。

【対象外】  
令和7年1月1日時点で住民票があった自治体にお問い合わせください。

はい

いいえ

低所得世帯向け給付の世帯主や世帯員として該当した。

令和6年分所得税または令和6年度個人住民税所得割において、定額減税しきれない額が1円以上発生している。

はい

いいえ

はい

いいえ

【対象外】  
令和5年度住民税非課税(均等割りのみ課税)世帯への給付、令和6年度新たに住民税非課税(均等割りのみ課税)世帯となった世帯への給付の対象世帯であったため対象外です。

【対象外】  
定額減税しきれているため対象外です。

以下のいずれかに当てはまる。  
・青色事業専従者  
・事業専従者(白色)  
・合計所得金額が48万円を超える

令和6年分所得税と令和6年度個人住民税所得割の控除外額を足した額(1万円未満は切り上げ)を、令和6年当初調整給付金として受給している。

はい

いいえ

はい

いいえ

【対象外】  
扶養親族として定額減税の対象となっている等の理由により対象外です。

【対象外】  
当初調整給付から不足額が発生していないため対象外です。

令和6年1月2日以降に四万十市へ転入した。

はい

いいえ

令和6年1月2日以降に四万十市へ転入した、または令和7年1月1日時点で専従主と別の自治体に住んでいる。

公金受取口座の登録がある、または四万十市で当初調整給付金を受給したなどにより、四万十市で対象者の口座情報が把握できる。

はい

いいえ

はい

いいえ

対象となる可能性があります。四万十市の調整給付金(不足額給付分)の受付窓口へご連絡ください。

受付窓口 → 福祉事務所

電話番号 → 0880-34-9117

受付時間 → 8:30~12:00 13:00~17:15